

事業評価書（事前）

| 事務事業名 | | 職業訓練受講者の就職促進 |
|---------|---------|---|
| 事務事業の概要 | (1)目的 | 厳しい雇用失業情勢が続く中、公共職業訓練のコース設定が多様化し、受講者数も急増しているところ、これらの者が訓練修了後に円滑に再就職できるようにすることが重要である。このため、急増する訓練受講者に対応し、これらの者の就職促進活動を体系的に行い、もって訓練受講者の再就職の促進を図ることを目的とする。 |
| | (2)内容 | 公共職業訓練を受講した者が、訓練の成果を活用し就職できるよう支援する。 訓練受講者のための訓練内容に沿った求人確保のための求人開拓 訓練受講修了者を対象とした、訓練の内容に沿った求人への職業紹介、面接会の実施 |
| | (3)達成目標 | 予算額（案） 388百万円 公共職業訓練受講者の就職率の向上 |
| 評価 | (1)必要性 | <p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 厳しい雇用失業情勢が続く中、失業者の支援が重要となっているところ、職業能力のミスマッチを解消するため公共職業訓練のコース数等を急拡大している。このように公共職業訓練受講者数が急激に伸びている中で、公共職業訓練の受講とそれにより身につけた能力を活用した再就職の促進を体系的に図ることができるようにすることで、公共職業訓練の効率を上げ、失業率の低下に資するものである。</p> <p>〔公益性〕 公共職業訓練は職業能力開発法に規定されており、これを受講すべき者を安定所において受講あつせんすることが職業安定法に規定されている。また、職業安定法第五条第三項により、無料職業紹介は国の行う業務とされている。訓練受講者の再就職の促進は、これらの法律の趣旨にかんがみ公益性がある。 また、公共職業訓練等の受講によって身につけた能力により、これを活用して就職し、経済活動を行うことは経済全体においても有益であり、公益性がある。</p> <p>〔官民の役割分担〕 職業安定法第五条第三項により、無料職業紹介は国の行う業務とされている。 また、公共職業訓練は職業能力開発法に規定されており、これを受講すべき者を安定所において受講あつせんすることが職業安定法に規定されている。これらの法律の趣旨にかんがみ、訓練受講者の再就職の促進については、国がこれを実施すべきである。</p> <p>〔緊要性の有無〕 依然予断を許さない雇用失業情勢が続いているところ、失業者の早期再就職のための支援を早急に行う必要がある。</p> |
| | (2)有効性 | <p>〔今後見込まれる効果〕 公共職業訓練の受講終了時に就職先の決まっていない者の再就職支援を強力に実施することにより、これらの者の再就職が促進される。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕 平成14年度中 なお、訓練修了者の再就職の促進を行うためのものであることから、継続的に効果を上げるためには、継続的に事業を実施する必要がある。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(3)効率性</p> | <p>〔手段の適正性〕 公共職業訓練により身に付けた能力を生かして就職できるよう求人開拓をして、職業紹介をすることは、失業者の早期再就職に資するものであると同時に、経済の各分野において必要な人材を確保することを可能とするものである。一部の分野では、その分野の業務を遂行するのに十分な能力のある者が不足する状況が見られるところであり、必要な訓練を受けることにより、求人と求職のミスマッチの解消が図られるものであり、これらの者の円滑な再就職を支援することにより早期再就職及び求人の早期充足を可能とするものであり、効率的である。</p> |
| <p>(4)その他 <small>(公平性・優先性 など)</small></p> | <p>〔優先性〕 公共職業訓練は、訓練受講により求職者の能力を高めることにより、再就職を促進しようとするものであり、こうした訓練により身に付いた能力を生かして就職できるよう求人開拓をして、職業紹介をすることは、経済全体として必要な人材を確保し、同時に失業者の早期再就職に資するものであり、訓練受講者が急増している今、早急を実施する必要がある。</p> |
| <p>関連事務事業</p> | <p>職業能力開発局においては訓練の効果の観点から受講者を支援しており、これと連携を図る。</p> |
| <p>特記事項</p> | <p>〔各種政府計画との関係及び遵守状況〕 「総合雇用対策」(平成13年9月20日産業構造改革・雇用対策本部決定)において、雇用のミスマッチ解消 1. ミスマッチ解消のための連携の強化に「職業安定機関における訓練コース情報のリアルタイム提供等求職から相談、訓練受講、職業紹介、就職に至るまでの一貫した支援システムの構築を図る。」とされたところである。</p> |
| <p>主管課 及び関係課</p> | <p>(主管課)職業安定局業務指導課</p> |